



写真 5:平成 29 年（2017）志布志市埋蔵文化財センター  
開催「志布志湾岸の古墳とヤマト王権」資料  
展示の様子（志布志市教育委員会提供）

### （3）情報発信の強化

肝付町内では、Wi-Fi を活用した情報網の整備が現在行われている。これらの情報網を活かし、調査成果などをインターネット上で公開し、更なる情報発信を強化できるソフト面での整備を行う。

## 2 地域資産としての活用

### （1）地域文化財～郷土の誇りとなる文化財～

肝付町は文化財の豊富な町である。塚崎古墳群、高山城や二階堂家住宅など 7 つの文化財が国の指定を受けており、国・県・町の指定文化財は計 59 件にのぼる。その内訳は、国指定 7 件、国登録 1 件、県指定 3 件、町指定 48 件である。

今後は、これらの文化財と連携し、活用のためのネットワーク化を積極的に進める。

### （2）地域住民参加・憩いの場としての活用

古墳群を整備することにより、地域の人々が気軽に足を運べる場所作りを行う。史跡内の探索ルートを整備し、ウォーキングやジョギング等をはじめとして、様々な目的で訪れてもらえる環境を整える。また、様々な年齢層が集う場を提供し、古墳について学ぶ機会を増やす。この他、文化財関係のイベントの際に、地域の人々の協力が得られる場所としての環境整備も行う。



写真6：町内中学生学習の様子



写真7：長寿大学による見学の様子



写真8：古墳めぐりツアー提供の古墳スイーツ

### 3 学習の場としての活用

#### (1) 学校教育の場としての活用

現状では、史跡見学に来るのは子どもたちが多く、義務教育の中での授業素材として町内外の学校に働きかけを行い、授業の一環として現地を訪れてもらうことを促進する（写真6）。

また、遺物の貸出や出前授業等を積極的に行い、地域の子どもたちにとって古墳が教科書に書かれているものではなく、地元にある本物であることを体感してもらえようにする。

#### (2) 生涯学習の場としての活用

生涯学習の場として、多くの人々への遺跡探訪を促進する。また、資料館等で出土遺物に触れ、体験活動を通し五感で史跡を体験してもらえう。このような様々な学習を通して、塚崎古墳群を再認識してもらおう（写真7）。

### 4 観光資源としての活用

日本最南端の前方後円墳群及び天然記念物「塚崎のクス」のブランド力に重点を置き、気軽に見られる古墳群として町内外への情報発信を強化する。ルート整備・体験プログラム等を通して、リピーターの増加を目指す。また、史跡に隣接する歴史民俗資料館を活かし、古墳群の案内や実際に出土した遺物の紹介を通して、楽しく学び遊べる史跡にする。

当町は、四十九所神社の「流鏝馬」や、ロケット打ち上げ時などに、町外から多くの観光客が集まる。このような人々をターゲットに塚崎古墳群内へ誘導するシステムを構築する。

また、大隅地域2市3町の古墳群を巡回できるルートや観光プランの整備を行い、1つの史跡に訪れた来訪者が次の史跡へと足を運び楽しめる環境づくりを行っていく（写真8）。

## 第 8 章 整備

### 第 1 節 方向性

整備の方向性として、史跡を 4 つのゾーンに分けて整備を段階的に実施する（図 28）。最終的には、全体を包括した形での総合的な利用を目指し整備を行う。

また、史跡内には塚崎のクスをはじめとした豊かな自然があり、森林の中を散策できる状況が存在している。このような環境を活かし順路・案内板等を設置し、初めて訪れた人々にも楽しく分かる史跡に向けた整備をする。

さらに、史跡の情報を現地で示すだけでなくインターネット上での情報を示し、個人所有のスマートフォンなどを使用して、気軽に情報を見られるソフト面での整備を行う。

結果、自然と共に楽しく学び、遊ぶことのできる町内のランドマークとして、また大隅地域を代表する場所として位置づけられる整備をする。

### 第 2 節 整備方法

#### 1 保存のための整備

##### （1）古墳のための整備

古墳は、畑地では耕作によって墳丘が掘削され、山林地においては植物が根を張ることによって遺構が破壊される危険性がある。そのため、盛土で墳丘の復元を図り、墳丘上に存在する植物の管理を行うことで古墳の保護を行う。

##### （2）地下式横穴墓のための整備

地下式横穴墓は、近年表土の堆積が薄くなっている箇所において、玄室の陥没が発生している事例がある。そのため、古墳の整備と同様に地下式横穴墓が存在する箇所に盛土を行うことで、遺構の保護を図る。また、植物は遺構との関係性を考えながら管理を行う。地下式横穴墓が存在する箇所が判明している場合は、遺構表示のサインを随時設置していく。

#### 2 活用のための整備

##### （1）景観の整備

古墳群は、畑地・山林・宅地などに点在している。畑地・山林においては、草木の伐採を行い、古墳の墳丘を明確に来訪者に示す形で整備を行う。宅地については、定期的な除草管理を行い、現存する景観を損なわないよう配慮する。

また、地域住民参加型のスペースを設置し、景観の中に適切に位置づける。

##### （2）順路の整備

現在、古墳群の中を回れるように順路板が設置されているが、部分的に損壊しているものもあり、来訪者には分かりづらい状況が見られる。今後は、新たな順路板を設置すると共に、数回の訪問で回れる古墳の順路整備を行う。

##### （3）説明板・案内板の整備

現在の説明板は県道 539 号線沿いに設置されているが、老朽化して、新たな知見に基づく情報が含まれていない。そのため、新情報を追加する形で新たな説明板を設ける。また、

各古墳にも説明板を設置する。

#### (4) ガイダンス施設の整備

塚崎古墳群に隣接する肝付町立歴史民俗資料館は、老朽化が目立ち、資料保存に適した環境が作りにくい状況である。今後は大規模改修等を実施し、資料の保存に適した環境をつくる必要がある。また、施設の入館料無料化を行い、誰でも気軽に見学できる古墳群の中核施設としての整備を目指す。

また、常設展示として遺跡から出土した遺物や調査資料の公開を行い、遺跡模型やパンフレットの作成、スマートフォン等から閲覧可能な解説の充実等、今後は素材を活かし、ガイダンスの内容の充実を図る。

#### (5) 便益施設の整備

古墳群内において、現在順路上では便益施設の不足が課題の一つとなっている。今後は、主要史跡周辺に駐車場・トイレ等を配置し、来訪者に使いやすい環境整備を行う(図28)。

これらの点を踏まえながら、塚崎台地を古墳群公園として整備する。整備は、主に4つのゾーンに分けて行う。

##### 森林と古墳のゾーン

森林の中を散策できるように沿路や順路板を配置し、「塚崎のクス」を中心とした自然と調和した古墳群を示す。

##### 円墳のゾーン

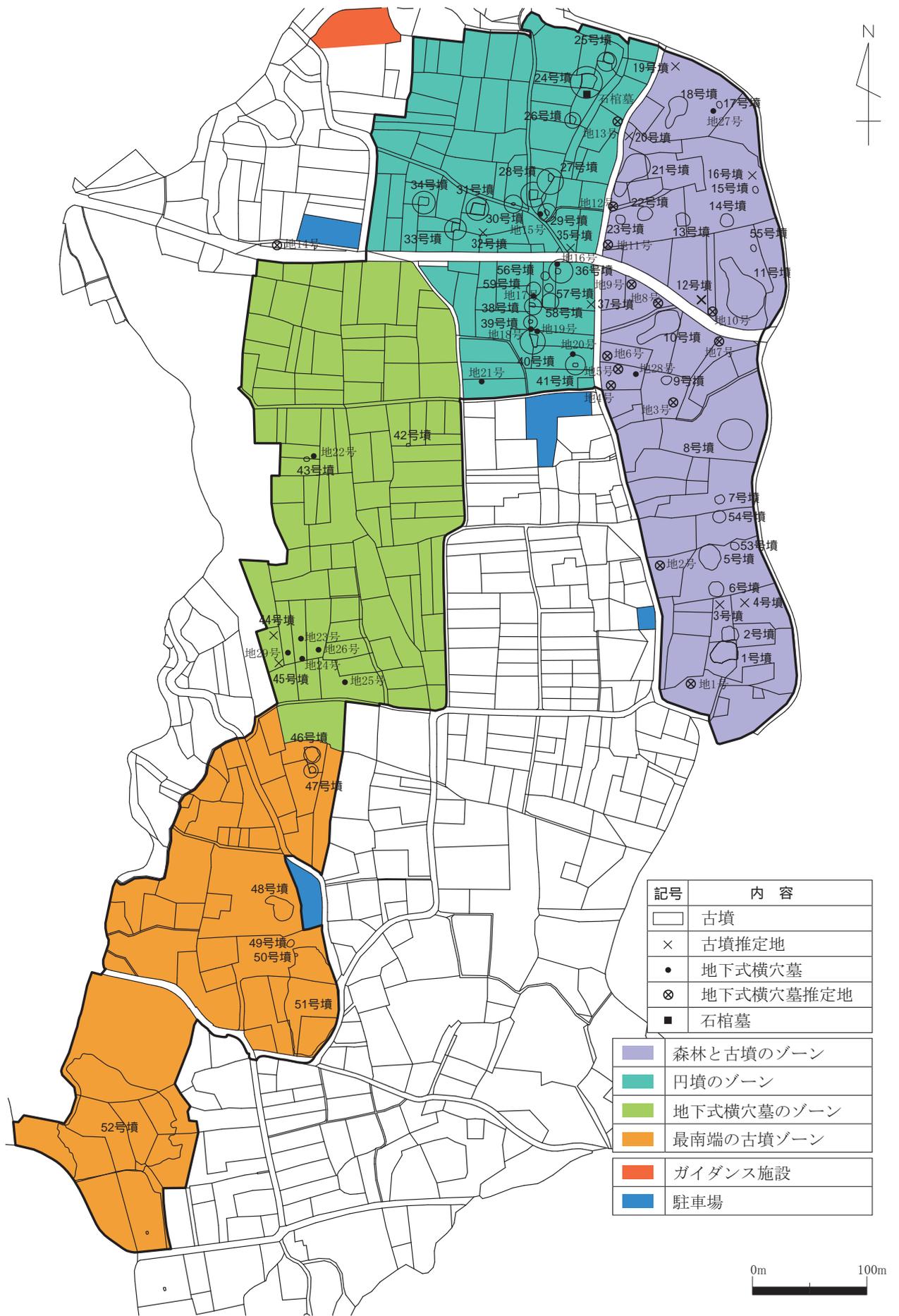
園路を古墳の周辺に配置し、間近で円墳を見られるようにする。また、削られた円墳は調査の成果に基づき、復元を行う。

##### 地下式横穴墓のゾーン

地下式横穴墓の発見箇所には墓標のようなものを立て、VR等を使用し、遺構の状況がわかるようにする。また、教育普及や体験活動が行える場・様々な活動が行える場としての整備を行う。

##### 最南端の古墳ゾーン

51号墳(日本最南端の前方後円墳)の全景がわかり、古墳としての構造を理解できる整備を行う。



記号	内容
○	古墳
×	古墳推定地
●	地下式横穴墓
⊗	地下式横穴墓推定地
■	石棺墓
■ (Purple)	森林と古墳のゾーン
■ (Teal)	円墳のゾーン
■ (Green)	地下式横穴墓のゾーン
■ (Orange)	最南端の古墳ゾーン
■ (Red)	ガイダンス施設
■ (Blue)	駐車場

図 28 : ゾーニング図

## 第9章 運営及び体制整備

### 第1節 方向性

史跡の保存管理・活用・整備を図るためには、行政内での連携に加え様々な人々の協力が不可欠である。町教育委員会が主体となり史跡の運営及び体制整備を行う。そのために必要な専門職員・予算を確保し、行政機関と連携を図る。また、行政機関のみならず、地域住民や多様な機関との連携を強化し、様々な人々が携わる史跡として体制整備を行う。

史跡が所在する塚崎・花牟礼の住民に加え、町内外機関の様々な協力を基に、持続的な施策を実施し、次世代へと確実に受け継ぐことのできる体制を構築する（図29）。

### 第2節 体制整備の方法

#### 1 保存管理に関する体制

現在、地域住民に古墳上及び周辺の木々の伐採を一部委託している。今後も、地域住民と史跡が更に関係する環境をつくり、行政の目が届かない点を報告・相談できる状況を作る。

また、史跡の保存に関するより分かりやすい情報を提供し、保存の意義の周知を意欲的に取り組む。

#### 2 調査・研究に関する体制

史跡の全様解明にむけて、継続的な調査が必要である。そのために大学などの研究機関や、市町村・県間での史跡の情報共有・調査協力などが体制として求められる。また、調査研究のためには、地域住民の理解が必須であるため、調査前・調査中には周知を行い、調査後は成果を地域に還元する。

調査は、文化庁・県教育委員会による指導・助言に基づき、肝付町教育委員会が行うことを基本とする。県は調査内容を把握する。

#### 3 活用に関する体制

活用に関しては、生涯学習活動のみならず、観光面での活用を目指す。そのためには、町内部局や町外行政機関・大隅地域観光団体と連携しながら、活用を図っていく。

また、史跡ガイドの育成を図り、地域の人々が史跡に対しその意義を考え、史跡の活用を図っていける体制を構築する。

#### 4 整備に関する体制

整備に関しては、行政内の手続きを関係部局と十分に協議し、作業の円滑化を図る。また、よりよい整備のため、地域住民の意見を取り入れる機会を作り、整備検討委員会などで審議を行う。

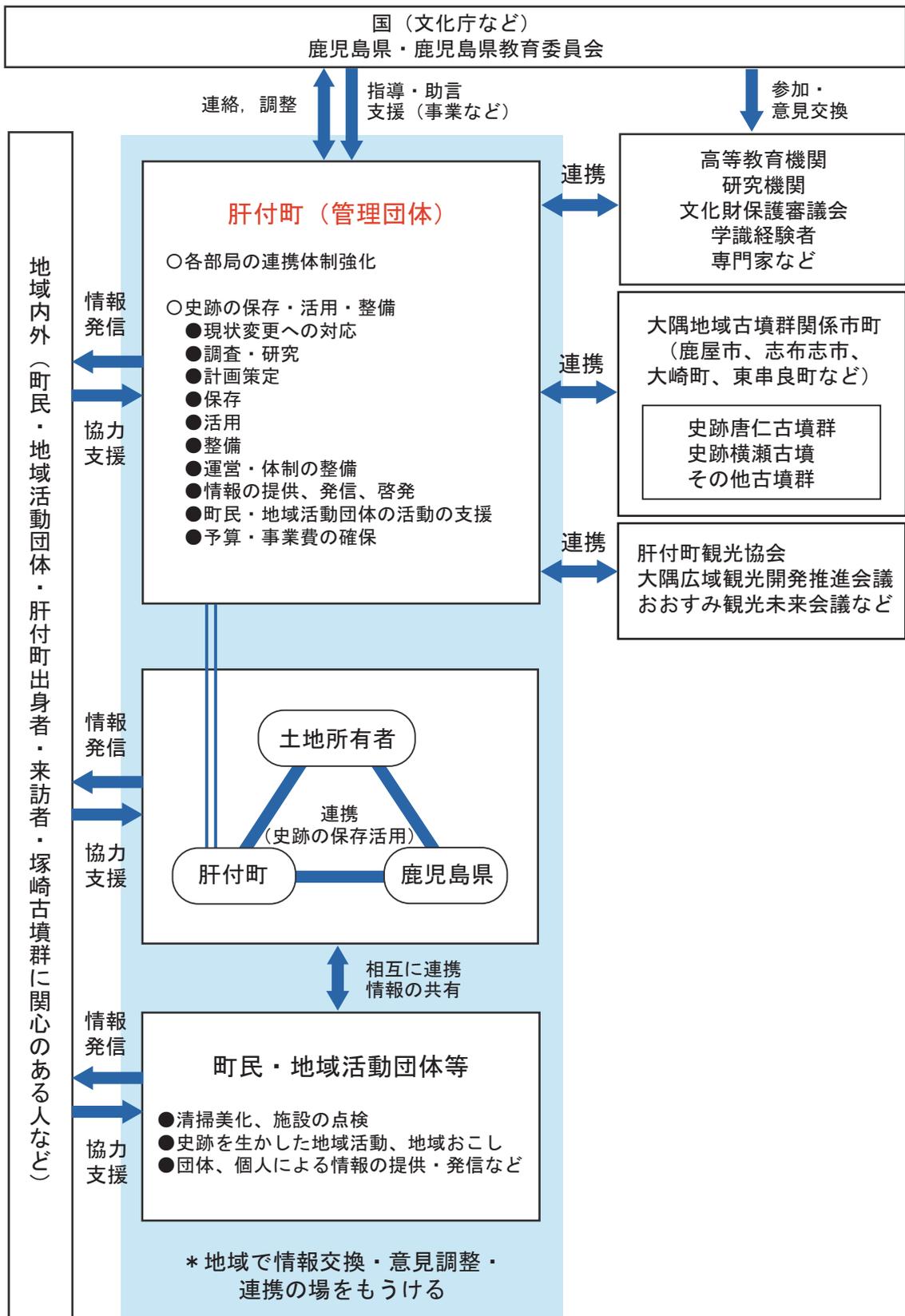


図 29 : 関係概念図

## 第 10 章 施策の実施計画の策定・実施

塚崎古墳群は、古墳・地下式横穴墓の分布や、構造・築造年代など不明な点が存在する。不明点を明らかにするため、継続的な調査を行い、古墳群の実態を把握し、実態に基づく整備を実施する。

また、史跡の追加指定をし、将来的には公有化を行い、史跡の適切な保全・保護を行う。

そして、町内外関係機関との連携を強化し、多様な形での古墳群の活用を図り、学習及び観光に寄与する場として環境作りを行う。

以上のことを念頭に、実施計画を策定する（表 18）。

表 18：実施計画

		2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028
計画	保存活用計画	済											
	整備計画			町内計画検討		基本計画			実施設計				
調査	地下レーダー探査	前倒し期間											
	古墳発掘調査等	前倒し期間											
公有地化	土地の公有地化			前倒し期間									
	史跡の追加指定		検討期間				前倒し期間						
整備	古墳の復元												
	園路の整備			検討期間					前倒し期間				
	看板の設置			検討期間		前倒し期間							
	便益施設の設置				検討期間				前倒し期間				
委員会	整備検討委員会の開催					前倒し期間							
	調査に伴う指導委員会の開催		検討期間					前倒し期間					

		2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038
計画	保存活用計画										
	整備計画										
調査	地下レーダー探査	前倒し期間									
	古墳発掘調査等	前倒し期間									
公有地化	土地の公有地化	前倒し期間									
	史跡の追加指定	前倒し期間									
整備	古墳の復元					前倒し期間					
	園路の整備	前倒し期間									
	看板の設置	前倒し期間									
	便益施設の設置	前倒し期間									
委員会	整備検討委員会の開催										
	調査に伴う指導委員会の開催	前倒し期間									

 前倒し期間  
 本計画

## 第 11 章 経過観察

### 第 1 節 方向性

第 10 章に掲げた経過を点検し、継続的な事業の実施と見直しを行うために、発掘調査指  
検討委員会・整備活用委員会などを開催する。その結果、計画の見直しを行う状況があれば、  
協議を行い、適切な対応を講じる。

### 第 2 節 方法

経過観察を行う方法として、管理・追加指定・公有化・整備などの項目に分け、進捗状  
況を把握する。なお、必要があれば今後の整備に向けた作業の指針を示す。

## 参考文献

- 池畑耕一 1992 「大隅」『前方後円墳集成』近藤義郎編 山川出版社 pp,96-102
- 木村幹夫 1935 「大隅に於ける前方後円墳に就て」『考古学雑誌』25-5 pp,259-266
- 肝付町 2009 『塚崎古墳群』肝付町埋蔵文化財発掘調査報告書(11)
- 2016 『第2次肝付町総合振興計画』
- 2017 『肝付町観光マップ』
- 新福深 2005 「肝付町塚崎古墳群」『鹿児島県考古学会研究発表資料 - 平成17年度秋季大会』鹿児島県考古学会
- 瀬之口伝九郎 1919 「九州南部に於ける地下式古墳に就て」『考古学雑誌』9-8 pp,437-455
- 瀬之口伝九郎 1923 「大隅に於ける古墳の分布およびその概観」『考古学雑誌』13-5 pp,301-311
- 嶋戸貞良 1931 『肝属平野の古代文化』私家版 鹿児島県教育委員会印刷部
- 寺師見国 1957 「高山町野崎塚崎」『鹿児島県文化財調査報告書』鹿児島県教育委員会編
- 中村耕治 1997 「弥生時代」『高山郷土誌』高山郷土誌編さん委員会編 pp,110-122
- 1997 「古墳時代」『高山郷土誌』高山郷土誌編さん委員会編 pp,129-193
- 2015 「共存する二つの墓制 高塚古墳と地下式横穴墓」『横瀬古墳とヤマト王権のつながり～日本列島南端の海上交流の歴史～』第30回国民文化祭大崎町実行委員会編 pp,34-39
- 橋本達也 2009 「周辺域の発掘調査からみた塚崎古墳群」『塚崎古墳群』肝付町教育委員会編 pp,177-181
- 2010 「九州南部の首長墓系譜と首長墓以外の墓制」『九州における首長墓系譜の再検討』第13回九州前方後円墳研究大会発表要旨集 九州前方後円墳研究会 pp,241-284
- 2011 「九州南部」『古墳時代(上)』講座日本の考古学7 青木書店 pp,127-146
- 文化庁 2012 『月刊文化財』平成25年9月号
- 2015 『平成26年度「記念物・文化的景観」マネジメント支援事業 史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』
- 柳沢一男 1999 「南九州における古墳の出現」『第11回 人類史研究会発表用要旨集』人類史研究会 pp,47-49
- 2015 「南九州古墳文化の展開」『横瀬古墳とヤマト王権のつながり～日本列島南端の海上交流の歴史～』第30回国民文化祭大崎町実行委員会編 pp,21-26
- 山崎五十麿 1923 「鹿児島県の古墳分布に就て」『考古学雑誌』40-3 考古學會 pp,152-159
- 1943 『鹿児島県文化財調査報告書』第4集 鹿児島県肇国聖蹟調査会

付 編

資料 1 文化財保護に係る関連法令

文化財保護法（抜粋）

（昭和 25 年 5 月 30 日法律第 214 号）

最終改正：平成 26 年 6 月 13 日法律第 69 号

## 第 1 章 総 則

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第 2 条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

- 1 建造物、絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書その他の有形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（これらのものと一体をなしてその価値を形成している土地その他の物件を含む。）並びに考古資料及びその他の学術上価値の高い歴史資料（以下「有形文化財」という。）
- 2 演劇、音楽、工芸技術その他の無形の文化的所産で我が国にとって歴史上又は芸術上価値の高いもの（以下「無形文化財」という。）
- 3 衣食住、生業、信仰、年中行事等に関する風俗慣習、民俗芸能、民俗技術及びこれらに用いられる衣服、器具、家屋その他の物件で我が国民の生活の推移の理解のため欠くことのできないもの（以下「民俗文化財」という。）
- 4 貝塚、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁りょう、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は観賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で

我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

- 5 地域における人々の生活又は生業及び当該地域の風土により形成された景観地で我が国民の生活又は生業の理解のため欠くことのできないもの（以下「文化的景観」という。）
  - 6 周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群で価値の高いもの（以下「伝統的建造物群」という。）
- 2 この法律の規定（第 27 条から第 29 条まで、第 37 条、第 55 条第 1 項第 4 号、第 153 条第 1 項第 1 号、第 165 条、第 171 条及び附則第 3 条の規定を除く。）中「重要文化財」には、国宝を含むものとする。
  - 3 この法律の規定（第 109 条、第 110 条、第 112 条、第 122 条、第 131 条第 1 項第 4 号、第 153 条第 1 項第 7 号及び第 8 号、第 165 条並びに第 171 条の規定を除く。）中「史跡名勝天然記念物」には、特別史跡名勝天然記念物を含むものとする。

（政府及び地方公共団体の任務）

第 3 条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるように、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構）

第 4 条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

- 2 文化財の所有者その他の関係者は、文化財が貴重な国民的財産であることを自覚し、これを公共のために大切に保存するとともに、できるだけこれを公開する等その文化的活用に努めなければならない。
- 3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

(滅失、き損等)

第 33 条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくはき損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者(管理責任者又は管理団体がある場合は、その者)は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その事実を知つた日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

## 第 6 章 埋蔵文化財

(土木工事等のための発掘に関する届出及び指示)

第 93 条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地(以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。)を発掘しようとする場合には、前条第 1 項の規定を準用する。この場合において、同項中「30 日前」とあるのは、「60 日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第 1 項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

(国の機関等が行う発掘に関する特例)

第 94 条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの(以下この条及び第 97 条において「国の機関等」と総称する。)が、前条第 1 項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求める

べき旨の通知をすることができる。

3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。

4 文化庁長官は、前 2 項の場合を除き、第 1 項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に関し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

5 前各項の場合において、当該国の機関等が各省各庁の長(国有財産法(昭和 23 年法律第 73 号)第 4 条第 2 項に規定する各省各庁の長をいう。以下同じ。)であるときは、これらの規定に規定する通知、協議又は勧告は、文部科学大臣を通じて行うものとする。

## 第 7 章 史跡名勝天然記念物

(指定)

第 109 条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物(以下「史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

2 文部科学大臣は、前項の規定により指定された史跡名勝天然記念物のうち特に重要なものを特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物(以下「特別史跡名勝天然記念物」と総称する。)に指定することができる。

3 前 2 項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者及び権原に基づく占有者に通知してする。

4 前項の規定により通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、同項の規定による通知に代えて、その通知すべき事項を当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所在地の市(特別区を含む。以下同じ。)町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から 2 週間を経過した時に前項の規定による通知が相手方に到達したものとみなす。

5 第 1 項又は第 2 項の規定による指定は、第 3

項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、第3項の規定による通知が到達した時又は前項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる。

- 6 文部科学大臣は、第1項の規定により名勝又は天然記念物の指定をしようとする場合において、その指定に係る記念物が自然環境の保護の見地から価値の高いものであるときは、環境大臣と協議しなければならない。

(仮指定)

第110条 前条第1項の規定による指定前において緊急の必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第133条を除き、以下この章において同じ。)は、史跡名勝天然記念物の仮指定を行うことができる。

- 2 前項の規定により仮指定を行つたときは、都道府県の教育委員会は、直ちにその旨を文部科学大臣に報告しなければならない。
- 3 第1項の規定による仮指定には、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

(所有権等の尊重及び他の公益との調整)

第111条 文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、第109条第1項若しくは第2項の規定による指定又は前条第1項の規定による仮指定を行うに当たつては、特に、関係者の所有権、鉱業権その他の財産権を尊重するとともに、国土の開発その他の公益との調整に留意しなければならない。

- 2 文部科学大臣又は文化庁長官は、名勝又は天然記念物に係る自然環境の保護及び整備に関し必要があると認めるときは、環境大臣に対し、意見を述べることができる。この場合において、文化庁長官が意見を述べるときは、文部科学大臣を通じて行うものとする。
- 3 環境大臣は、自然環境の保護の見地から価値

の高い名勝又は天然記念物の保存及び活用に関し必要があると認めるときは、文部科学大臣に対し、又は文部科学大臣を通じ文化庁長官に対して意見を述べることができる。

(解除)

第112条 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物はその価値を失つた場合その他特殊の事由のあるときは、文部科学大臣又は都道府県の教育委員会は、その指定又は仮指定を解除することができる。

- 2 第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物につき第109条第1項の規定による指定があつたとき、又は仮指定があつた日から2年以内に同項の規定による指定がなかつたときは、仮指定は、その効力を失う。
- 3 第110条第1項の規定による仮指定が適当でないと認めるときは、文部科学大臣は、これを解除することができる。
- 4 第1項又は前項の規定による指定又は仮指定の解除には、第109条第3項から第5項までの規定を準用する。

(管理団体による管理及び復旧)

第113条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第119条第2項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧(当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。)を行わせることができる。

- 2 前項の規定による指定をするには、文化庁長官は、あらかじめ、指定しようとする地方公共団体その他の法人の同意を得なければならない。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を官報で告示するとともに、当該史跡名勝天然記念物の

所有者及び権原に基づく占有者並びに指定しようとする地方公共団体その他の法人に通知してする。

- 4 第1項の規定による指定には、第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第114条 前条第1項に規定する事由が消滅した場合その他特殊の事由があるときは、文化庁長官は、管理団体の指定を解除することができる。

- 2 前項の規定による解除には、前条第3項並びに第109条第4項及び第5項の規定を準用する。

第115条 第113条第1項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

- 2 史跡名勝天然記念物の指定地域内の土地について、その土地の所在、地番、地目又は地積に異動があつたときは、管理団体は、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。
- 3 管理団体が復旧を行う場合は、管理団体は、あらかじめ、その復旧の方法及び時期について当該史跡名勝天然記念物の所有者（所有者が判明しない場合を除く。）及び権原に基づく占有者の意見を聞かなければならない。
- 4 史跡名勝天然記念物の所有者又は占有者は、正当な理由がなく、管理団体が行う管理若しくは復旧又はその管理若しくは復旧のため必要な措置を拒み、妨げ、又は忌避してはならない。

第116条 管理団体が行う管理及び復旧に要する費用は、この法律に特別の定めのある場合を除いて、管理団体の負担とする。

- 2 前項の規定は、管理団体と所有者との協議により、管理団体が行う管理又は復旧により所有者の受ける利益の限度において、管理又は復旧に要する費用の一部を所有者の負担とすること

を妨げるものではない。

- 3 管理団体は、その管理する史跡名勝天然記念物につき観覧料を徴収することができる。

第117条 管理団体が行う管理又は復旧によつて損失を受けた者に対しては、当該管理団体は、その通常生ずべき損失を補償しなければならない。

- 2 前項の補償の額は、管理団体（管理団体が地方公共団体であるときは、当該地方公共団体の教育委員会）が決定する。
- 3 前項の規定による補償額については、第41条第3項の規定を準用する。
- 4 前項で準用する第41条第3項の規定による訴えにおいては、管理団体を被告とする。

第118条 管理団体が行う管理には、第30条、第31条第1項及び第33条の規定を、管理団体が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項の規定を準用する。

（所有者による管理及び復旧）

第119条 管理団体がある場合を除いて、史跡名勝天然記念物の所有者は、当該史跡名勝天然記念物の管理及び復旧に当たるものとする。

- 2 前項の規定により史跡名勝天然記念物の管理に当たる所有者は、特別の事情があるときは、適当な者を専ら自己に代わり当該史跡名勝天然記念物の管理の責めに任ずべき者（以下この章及び第12章において「管理責任者」という。）に選任することができる。この場合には、第31条第3項の規定を準用する。

第120条 所有者が行う管理には、第30条、第31条第1項、第32条、第33条並びに第115条第1項及び第2項（同条第2項については、管理責任者がある場合を除く。）の規定を、所有者が行う管理及び復旧には、第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項の規定

を、管理責任者が行う管理には、第 30 条、第 31 条第 1 項、第 32 条第 3 項、第 33 条、第 47 条第 4 項及び第 115 条第 2 項の規定を準用する。

(管理に関する命令又は勧告)

第 121 条 管理が適当でないため史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、文化庁長官は、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他管理に関し必要な措置を命じ、又は勧告することができる。

2 前項の場合には、第 36 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。

(復旧に関する命令又は勧告)

第 122 条 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な命令又は勧告をすることができる。

2 文化庁長官は、特別史跡名勝天然記念物以外の史跡名勝天然記念物が、き損し、又は衰亡している場合において、その保存のため必要があると認めるときは、管理団体又は所有者に対し、その復旧について必要な勧告をすることができる。

3 前 2 項の場合には、第 37 条第 3 項及び第 4 項の規定を準用する。

(文化庁長官による特別史跡名勝天然記念物の復旧等の施行)

第 123 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、特別史跡名勝天然記念物につき自ら復旧を行い、又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をすることができる。

1 管理団体、所有者又は管理責任者が前 2 条の規定による命令に従わないとき。

2 特別史跡名勝天然記念物がき損し、若しくは衰亡している場合又は滅失し、き損し、

衰亡し、若しくは盗み取られるおそれのある場合において、管理団体、所有者又は管理責任者に復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置をさせることが適当でないとき。

2 前項の場合には、第 38 条第 2 項及び第 39 条から第 41 条までの規定を準用する。

(補助等に係る史跡名勝天然記念物譲渡の場合の納付金)

第 124 条 国が復旧又は滅失、き損、衰亡若しくは盗難の防止の措置につき第 118 条及び第 120 条で準用する第 35 条第 1 項の規定により補助金を交付し、又は第 121 条第 2 項で準用する第 36 条第 2 項、第 122 条第 3 項で準用する第 37 条第 3 項若しくは前条第 2 項で準用する第 40 条第 1 項の規定により費用を負担した史跡名勝天然記念物については、第 42 条の規定を準用する。

(現状変更等の制限及び原状回復の命令)

第 125 条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

2 前項ただし書に規定する維持の措置の範囲は、文部科学省令で定める。

3 第 1 項の規定による許可を与える場合には、第 43 条第 3 項の規定を、第 1 項の規定による許可を受けた者には、同条第 4 項の規定を準用する。

4 第 1 項の規定による処分には、第 111 条第 1 項の規定を準用する。

5 第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の許可の条件を付せられたことによつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。

- 6 前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。
- 7 第 1 項の規定による許可を受けず、又は第 3 項で準用する第 43 条第 3 項の規定による許可の条件に従わないで、史跡名勝天然記念物の現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をした者に対しては、文化庁長官は、原状回復を命ずることができる。この場合には、文化庁長官は、原状回復に関し必要な指示をすることができる。

(関係行政庁による通知)

第 126 条 前条第 1 項の規定により許可を受けなければならないこととされている行為であつてその行為をするについて、他の法令の規定により許可、認可その他の処分で政令に定めるものを受けなければならないこととされている場合において、当該他の法令において当該処分の権限を有する行政庁又はその委任を受けた者は、当該処分をするときは、政令の定めるところにより、文化庁長官(第 184 条第 1 項の規定により前条第 1 項の規定による許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会)に対し、その旨を通知するものとする。

(復旧の届出等)

- 第 127 条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の 30 日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第 125 条第 1 項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。
- 2 史跡名勝天然記念物の保護上必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る史跡名勝天然記念物の復旧に関し技術的な指導と助言を与えることができる。

(環境保全)

第 128 条 文化庁長官は、史跡名勝天然記念物

の保存のため必要があると認めるときは、地域を定めて一定の行為を制限し、若しくは禁止し、又は必要な施設をすることを命ずることができる。

- 2 前項の規定による処分によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
- 3 第 1 項の規定による制限又は禁止に違反した者には、第 125 条第 7 項の規定を、前項の場合には、第 41 条第 2 項から第 4 項までの規定を準用する。

(管理団体による買取りの補助)

第 129 条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

- 2 前項の場合には、第 35 条第 2 項及び第 3 項並びに第 42 条の規定を準用する。

(保存のための調査)

第 130 条 文化庁長官は、必要があると認めるときは、管理団体、所有者又は管理責任者に対し、史跡名勝天然記念物の現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき報告を求めることができる。

第 131 条 文化庁長官は、次の各号のいずれかに該当する場合において、前条の報告によつてもなお史跡名勝天然記念物に関する状況を確認することができず、かつ、その確認のため他に方法がないと認めるときは、調査に当たる者を定め、その所在する土地又はその隣接地に立ち入つてその現状又は管理、復旧若しくは環境保全の状況につき実地調査及び土地の発掘、障害物の除却その他調査のため必要な措置をさせることができる。ただし、当該土地の所有者、占有者その他の関係者に対し、著しい損害を及ぼすおそれのある措置は、させてはならない。

- 1 史跡名勝天然記念物に関する現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可の申請があつたとき。
  - 2 史跡名勝天然記念物がき損し、又は衰亡しているとき。
  - 3 史跡名勝天然記念物が滅失し、き損し、衰亡し、又は盗み取られるおそれのあるとき。
  - 4 特別の事情によりあらためて特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物としての価値を調査する必要があるとき。
- 2 前項の規定による調査又は措置によつて損失を受けた者に対しては、国は、その通常生ずべき損失を補償する。
  - 3 第1項の規定により立ち入り、調査する場合には、第55条第2項の規定を、前項の場合には、第41条第2項から第4項までの規定を準用する。

(登録記念物)

- 第132条 文部科学大臣は、史跡名勝天然記念物  
(第110条第1項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会が行つたものを含む。)以外の記念物(第182条第2項に規定する指定を地方公共団体が行つているものを除く。)のうち、その文化財としての価値にかんがみ保存及び活用のための措置が特に必要とされるものを文化財登録原簿に登録することができる。
- 2 前項の規定による登録には、第57条第2項及び第3項、第109条第3項から第5項まで並びに第111条第1項の規定を準用する。

第133条 前条の規定により登録された記念物(以下「登録記念物」という。)については、第59条第1項から第5項まで、第64条、第68条、第111条第2項及び第3項並びに第113条から第120条までの規定を準用する。この場合において、第59条第1項中「第27条第1項の規定により重要文化財に指定したとき」とあるのは「第109条第1項の規定により史跡名勝天然記念物に指定したとき(第110条第

1項に規定する仮指定を都道府県の教育委員会(当該記念物が指定都市の区域内に存する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会)が行つたときを含む。)」と、同条第4項中「所有者に通知する」とあるのは「所有者及び権原に基づく占有者に通知する。ただし、通知すべき相手方が著しく多数で個別に通知し難い事情がある場合には、文部科学大臣は、当該通知に代えて、その通知すべき事項を当該登録記念物の所在地の市町村の事務所又はこれに準ずる施設の掲示場に掲示することができる。この場合においては、その掲示を始めた日から2週間を経過した時に当該通知が相手方に到達したものとみなす」と、同条第5項中「抹消には、前条第2項の規定を準用する」とあるのは「抹消は、前項の規定による官報の告示があつた日からその効力を生ずる。ただし、当該登録記念物の所有者又は権原に基づく占有者に対しては、前項の規定による通知が到達した時又は同項の規定によりその通知が到達したものとみなされる時からその効力を生ずる」と、第113条第1項中「不適當であると明らかに認められる場合には」とあるのは「不適當であることが明らかである旨の関係地方公共団体の申出があつた場合には、関係地方公共団体の意見を聴いて」と、第118条及び第120条中「第30条、第31条第1項」とあるのは「第31条第1項」と、「準用する」とあるのは「準用する。この場合において、第31条第1項中「並びにこれに基いて発する文部科学省令及び文化庁長官の指示に従い」とあるのは「及びこれに基づく文部科学省令に従い」と読み替えるものとする」と、第118条中「第35条及び第47条の規定を、管理団体が指定され、又はその指定が解除された場合には、第56条第3項」とあるのは「第47条第4項」と、第120条中「第35条及び第47条の規定を、所有者が変更した場合の権利義務の承継には、第56条第1項」とあるのは「第47条第4項」と読み替えるものとする。

文化財保護法施行令（抜粋）

（昭和50年9月9日政令第267号）

最終改正：平成29年6月14日政令第156号

（都道府県又は市の教育委員会が処理する事務）  
第5条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は都道府県の教育委員会（第1号イからトまで及びりに掲げる現状変更等が市の区域内において行われる場合、同号チに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の区域内に存する場合並びに同号又の規定する指定区域が市の区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会）が行うこととする。

1 次に掲げる現状変更等（イからへまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。）に係る法第125条の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積（増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積）が120㎡以下のものをいう。ロにおいて同じ。）で3月以内の期間を限つて設置されるものの新築、増築、改築又は除却

ロ 小規模建築物の新築、増築、改築又は除却（増築、改築又は除却にあつては、建築の日から50年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。）であつて、指定に係る地域の面積が150ha以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物（建築物を除く。以下このハにおいて同じ。）の設置、改修若しくは除却（改修又は除却にあつては、設置の日から50年を経過していない工作物に係るものに限る。）又は道路の舗装若しくは修繕（そ

れぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。）

ニ 法第115条第1項（法第120条及び第172条第5項において準用する場合を含む。）に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置、改修又は除却

ホ 埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修へ 木竹の伐採（名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。）

ト 天然記念物に指定された動物の個体の保護若しくは生息状況の調査又は当該動物による人の生命若しくは身体に対する危害の防止のため必要な捕獲及び当該捕獲した動物の飼育又は当該捕獲した動物への標識若しくは発信機の装着

チ 天然記念物に指定された動物の動物園又は水族館相互間における譲受け又は借受け

リ 天然記念物に指定された鳥類の巣で電柱に作られたもの（現に繁殖のために使用されているものを除く。）の除却

ヌ イからリまでに掲げるもののほか、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域のうち指定区域（当該史跡名勝天然記念物の管理のための計画を都道府県の教育委員会（当該計画が町村の区域を対象とする場合に限る。）又は市の教育委員会（当該計画が市の区域を対象とする場合に限る。）が定めている区域のうち当該都道府県又は市の教育委員会の申出に係るもので、現状変更等の態様、頻度その他の状況を勘案して文化庁長官が指定する区域をいう。）における現状変更等

2 法第130条（法第172条第5項において準用する場合を含む。）及び第131条の規定による調査及び調査のため必要な措置の施行（前号イからヌまでに掲げる現状変更等に係る法第125条第1項の規定による許可の申請に係るものに限る。）

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（抜粋）

（昭和26年5月10日文化財保護委員会告示第2号）  
最終改正：平成8年10月28日文部省告示第185号

史跡

次に掲げるもののうち我が国の歴史の正しい理解のために欠くことができず、かつ、その遺跡の規模、遺構、出土遺物等において、学術上価値あるもの

- 1 貝塚、集落跡、古墳その他この類の遺跡
- 2 都城跡、国郡庁跡、城跡、官公庁、戦跡その他政治に関する遺跡
- 3 社寺の跡又は旧境内その他祭祀信仰に関する遺跡
- 4 学校、研究施設、文化施設その他教育・学術・文化に関する遺跡
- 5 医療・福祉施設、生活関連施設その他社会・生活に関する遺跡
- 6 交通・通信施設、治山・治水施設、生産施設その他経済・生産活動に関する遺跡
- 7 墳墓及び碑
- 8 旧宅、園池その他特に由緒のある地域の類
- 9 外国及び外国人に関する遺跡

特別史跡

史跡のうち学術上の価値が特に高く、わが国文化の象徴たるもの

名勝

次に掲げるもののうちわが国のすぐれた国土美として欠くことのできないものであつて、その自然的なものにおいては、風致景観の優秀なもの、名所のあるいは学術的価値の高いもの、また人文的のものにおいては、芸術的あるいは学術的価値の高いもの

- 1 公園、庭園
- 2 橋梁、築堤
- 3 花樹、花草、紅葉、緑樹などの叢生する場所
- 4 鳥獣、魚虫などの棲息する場所

- 5 岩石、洞穴
- 6 峡谷、瀑布、溪流、深淵
- 7 湖沼、湿原、浮島、湧泉
- 8 砂丘、砂嘴、海浜、島嶼
- 9 火山、温泉
- 10 山岳、丘陵、高原、平原、河川
- 11 展望地点

特別名勝

名勝のうち価値が特に高いもの

天然記念物

次に掲げる動物植物及び地質鉱物のうち学術上貴重で、わが国の自然を記念するもの

1 動物

- (1) 日本特有の動物で著名なもの及びその棲息地
- (2) 特有の産ではないが、日本著名の動物としてその保存を必要とするもの及びその棲息地
- (3) 自然環境における特有の動物又は動物群聚
- (4) 日本に特有な畜養動物
- (5) 家畜以外の動物で海外よりわが国に移殖され現時野生の状態にある著名なもの及びその棲息地
- (6) 特に貴重な動物の標本

2 植物

- (1) 名木、巨樹、老樹、畸形木、栽培植物の原木、並木、社叢
- (2) 代表的原始林、稀有の森林植物相
- (3) 代表的高山植物帯、特殊岩石地植物群落
- (4) 代表的な原野植物群落
- (5) 海岸及び沙地植物群落の代表的なもの
- (6) 泥炭形成植物の発生する地域の代表的なもの
- (7) 洞穴に自生する植物群落
- (8) 池泉、温泉、湖沼、河、海等の珍奇な水草類、藻類、蘚苔類、微生物等の生ずる地域
- (9) 着生草木の著しく発生する岩石又は樹木
- (10) 著しい植物分布の限界地

- (11) 著しい栽培植物の自生地
- (12) 珍奇又は絶滅に瀕した植物の自生地
- 3 地質鉱物
  - (1) 岩石、鉱物及び化石の産出状態
  - (2) 地層の整合及び不整合
  - (3) 地層の褶曲及び衝上
  - (4) 生物の働きによる地質現象
  - (5) 地震断層など地塊運動に関する現象
  - (6) 洞穴
  - (7) 岩石の組織
  - (8) 温泉並びにその沈澱物
  - (9) 風化及び侵蝕に関する現象
  - (10) 硫気孔及び火山活動によるもの
  - (11) 氷雪霜の営力による現象
  - (12) 特に貴重な岩石、鉱物及び化石の標本
- 4 保護すべき天然記念物に富んだ代表的一定の区域(天然保護区域)

特別天然記念物

天然記念物のうち世界的に又国家的に価値が特に高いもの

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の管理に関する届出書等に関する規則  
(昭和26年3月8日文化財保護委員会規則第8号)  
最終改正：平成17年3月28日 文部科学省令第11号

- 第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第119条第2項で準用する法第31条第3項の規定による管理責任者を選任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。
- 1 史跡(特別史跡を含む。以下同じ。)、名勝(特別名勝を含む。以下同じ。)又は天然記念物(特別天然記念物を含む。以下同じ。)の別及び名称
  - 2 指定年月日
  - 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地

- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 管理責任者の職業及び年令
- 7 選任の年月日
- 8 選任の事由
- 9 その他参考となるべき事項

(管理責任者解任の届出書の記載事項)

第2条 法第119条第2項で準用する法第31条第3項の規定による管理責任者を解任したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者の氏名及び住所
- 6 解任の年月日
- 7 解任の事由
- 8 新管理責任者の選任に関する見込みその他参考となるべき事項

(所有者変更の届出書の記載事項等)

第3条 法第120条で準用する法第32条第1項の規定による所有者が変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 旧所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 新所有者の氏名又は名称及び住所
- 6 所有者の変更が指定地域の一部に係る場合は、当該地域の地番、地目及び地積
- 7 変更の年月日
- 8 変更の事由
- 9 その他参考となるべき事項
- 2 前項の書面には、所有権の移転を証明する書類を添えるものとする。

(管理責任者変更の届出書の記載事項)

第4条 法第120条で準用する法第32条第2項の規定による管理責任者を変更したときの届出

の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 旧管理責任者の氏名及び住所
- 6 新管理責任者の氏名及び住所
- 7 新管理責任者の職業及び年令
- 8 変更の年月日
- 9 変更の事由
- 10 その他参考となるべき事項

(所有者又は管理責任者の氏名若しくは名称又は住所変更の届出書の記載事項)

第5条 法第120条で準用する法第32条第3項の規定による所有者又は管理責任者が氏名若しくは名称又は住所を変更したときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 5 変更前の氏名若しくは名称又は住所
- 6 変更後の氏名若しくは名称又は住所
- 7 変更の年月日
- 8 その他参考となるべき事項

(史跡、名勝又は天然記念物の滅失、き損等の届出書の記載事項等)

第6条 法第118条、第120条及び第172条第5項で準用する法第33条の規定による史跡、名勝又は天然記念物の全部又は一部が滅失し、き損し、若しくは衰亡し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときの届出の書面には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 管理責任者がある場合は、その氏名及び住

所

- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 滅失、き損、衰亡、亡失又は盗難(以下「滅失、き損等」という。)の事実の生じた日時
- 8 滅失、き損等の事実の生じた当時における管理の状況
- 9 滅失、き損等の原因並びにき損の場合は、その箇所及び程度
- 10 き損の場合は、き損の結果当該史跡、名勝又は天然記念物はその保存上受ける影響
- 11 滅失、き損等の事実を知つた日
- 12 滅失、き損等の事実を知つた後に執られた措置その他参考となるべき事項

2 前項の書面には、滅失、き損等の状態を示すキヤビネ型写真及び図面を添えるものとする。

(土地の所在等の異動の届出)

第7条 法第115条第2項(法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。)の規定による土地の所在等の異動の届出は、前条第1項第1号から第6号までに掲げる事項並びに異動前の土地の所在、地番、地目又は地積及び異動後の土地の所在、地番、地目又は地積その他参考となるべき事項を記載した書面をもつて、異動のあつたのち30日以内に行わなければならない。

2 地番、地目又は地積の異動が分筆による場合は、当該土地に係る登記事項証明書及び登記所に備えられた地図の写本を前項の書面に添えるものとする。

(国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の記載事項等)

第8条 国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する通知書の書面については、法第167条第1項第1号及び第2号の場合に係るときは第3条の規定を、法第167条第1項第3号の場に係るときは第6条の規定を、法第167条第1項第7号の場合に係るときは前条の規定を準用する。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則（抜粋）  
（昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第9号）  
最終改正：平成17年3月28日文化庁省令第11号

（復旧の届出）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第127条第1項の規定による届出は、次に掲げる事項を記載した書面をもつて行うものとする。

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
  - 2 指定年月日
  - 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 4 所有者の氏名又は名称及び住所
  - 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
  - 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
  - 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
  - 8 復旧を必要とする理由
  - 9 復旧の内容及び方法
  - 10 復旧の着手及び終了の予定時期
  - 11 復旧施工者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 12 その他参考となるべき事項
- 2 前項の届出の書面には、左に掲げる書類、写真及び図面を添えるものとする。
- 1 設計仕様書
  - 2 復旧をしようとする箇所を表示した当該復旧に係る地域又は復旧をしようとする箇所の写真及び図面
  - 3 復旧をしようとする者が管理団体であるときは、所有者及び権原に基づく占有者の意見書

（届出書及びその添付書類等の記載事項等の変更）

第2条 前条第1項の届出の書面又は同条第2項の書類又は写真若しくは図面に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（終了の報告）

第3条 法第127条第1項の規定により届出を行つた者は、届出に係る復旧が終了したときは、その結果を示す写真及び図面を添えて、遅滞なくその旨を文化庁長官に報告するものとする。

（復旧の届出を要しない場合）

第4条 法第127条第1項ただし書の規定により届出を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 法第118条又は第120条で準用する法第35条第1項の規定による補助金の交付を受けて復旧を行うとき。
- 2 法第122条第1項又は第2項の規定による命令又は勧告を受けて復旧を行うとき。
- 3 法第125条第1項の規定による現状変更等の許可を受けて復旧を行うとき。

（国の所有に属する史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知）

第5条 法第167条第1項第5号の規定による史跡、名勝又は天然記念物の復旧の通知には、第1条から第3条までの規定を準用する。

2 法第167条第1項第5号括弧書の規定により史跡、名勝又は天然記念物の復旧について通知を要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を得て復旧を行うとき。
- 2 法第169条第1項第2号の規定による勧告を受けて復旧を行うとき。

特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則（抜粋）  
（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）  
最終改正：平成27年12月21日文科科学省令第36号

（許可の申請）

第1条 文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第125条第1項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した許可申請書を文化庁長官（法第184条第1項第2号及び文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号。以下「令」という。）第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行う場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に提出しなければならない。

- 1 史跡（特別史跡を含む。以下同じ。）名勝（特別名勝を含む。以下同じ。）又は天然記念物（特別天然記念物を含む。以下同じ。）の別及び名称
- 2 指定年月日
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
- 4 所有者の氏名又は名称及び住所
- 5 権原に基づく占有者の氏名又は名称及び住所
- 6 管理団体がある場合は、その名称及び事務所の所在地
- 7 管理責任者がある場合は、その氏名及び住所
- 8 許可申請者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
- 9 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為（以下「現状変更等」という。）を必要とする理由
- 10 現状変更等の内容及び実施の方法
- 11 現状変更等により生ずる物件の滅失若しくははき損又は景観の変化その他現状変更等が史跡、名勝又は天然記念物に及ぼす影響

に関する事項

- 12 現状変更等の着手及び終了の予定時期
  - 13 現状変更等に係る地域の地番
  - 14 現状変更等に係る工事その他の行為の施行者の氏名及び住所又は名称及び代表者の氏名並びに事務所の所在地
  - 15 その他参考となるべき事項
- 2 埋蔵文化財の調査のための土地の発掘を内容とする現状変更等の場合における許可申請書には、前項各号に掲げる事項の外、左に掲げる事項を記載するものとする。
- 1 発掘担当者の氏名及び住所並びに経歴
  - 2 出土品の処置に関する希望

（許可申請書の添附書類等）

- 第2条 前条の許可申請書には、左に掲げる書類、図面及び写真を添えなければならない。
- 1 現状変更等の設計仕様書及び設計図
  - 2 現状変更等に係る地域及びこれに関連する地域の地番及び地ぼうを表示した実測図
  - 3 現状変更等に係る地域のキヤピネ型写真
  - 4 現状変更等を必要とする理由を証するに足りる資料があるときは、その資料
  - 5 許可申請者が所有者以外の者であるときは、所有者の承諾書
  - 6 許可申請者が権原に基づく占有者以外の者であるときは、その占有者の承諾書
  - 7 管理団体がある場合において、許可申請者が管理団体以外の者であるときは、管理団体の意見書
  - 8 管理責任者がある場合において、許可申請者が管理責任者以外の者であるときは、管理責任者の意見書
  - 9 前条第2項の場合において、許可申請者が発掘担当者以外の者であるときは、発掘担当者の発掘担当承諾書
- 2 前項第2号の実測図及び同項第3号の写真には、現状変更等をしようとする箇所を表示しなければならない。

（終了の報告）

第3条 法第125条第1項の規定による許可を

受けた者は、当該許可に係る現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を文化庁長官（法第184条第1項第2号及び令第5条第4項第1号の規定により当該許可を都道府県又は市の教育委員会が行った場合には、当該都道府県又は市の教育委員会）に報告するものとする。

- 2 前項の終了の報告には、その結果を示す写真又は見取図を添えるものとする。

#### （維持の措置の範囲）

第4条 法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 2 史跡、名勝又は天然記念物がき損し、又は衰亡している場合において、当該き損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 3 史跡、名勝又は天然記念物の一部がき損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

#### （国の機関による現状変更等）

第5条 各省各庁の長その他の国の機関が、史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等について、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を求めようとする場合には第1条及び第2条の規定を、法第168条第1項第1号又は第2項の規定による同意を受けた場合には第3条の規定を準用する。

- 2 法第168条第3項で準用する法第125条第1項ただし書の規定により現状変更について同意を求めようとする場合は、前条各号に掲げる場合とする。

#### （管理計画）

第6条 令第5条第4項の管理計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別及び名称
  - 2 指定年月日
  - 3 史跡、名勝又は天然記念物の所在地
  - 4 管理計画を定めた教育委員会
  - 5 史跡、名勝又は天然記念物の管理の状況
  - 6 史跡、名勝又は天然記念物の管理に関する基本方針
  - 7 史跡、名勝又は天然記念物の現状変更等の許可の基準及びその適用区域
  - 8 その他参考となるべき事項
- 2 管理計画には、史跡、名勝又は天然記念物の許可の基準の適用区域を示す図面を添えるものとする。

文化財保護法施行令第5条第4項第一号イからイまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（抜粋）

（平成12年4月28日庁保記第226号 各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

#### 共通事項

- (1) 現状変更等が「市」と当該市以外の「市」又は「町村」とにまたがって行われる場合には、現状変更等の許可申請は、許可の権限を有するそれぞれの都道府県又は市の教育委員会が受理し、許可の事務を行う。この場合には、関係教育委員会相互間において、必要に応じ、適宜連絡調整を行うものとする。

- (2) 次の場合には、当該現状変更等の許可をすることができない。

史跡名勝天然記念物の適切な保存管理のために策定された「保存管理計画」に定められた保存管理の基準に反する場合  
史跡名勝天然記念物の滅失、き損又は衰亡のおそれがある場合  
史跡名勝天然記念物の景観又は価値を著しく

減じると認められる場合

地域を定めて指定した天然記念物に関し、指定対象である動植物の生息環境又は生態系全体に対して著しい影響を与えるおそれがある場合

- (3) 都道府県又は市の教育委員会に対する現状変更等の許可申請の審査のため、地方公共団体等が事前に発掘調査を行う場合は、当該発掘調査の実施につき文化財保護法(昭和25年法律第214号。以下「法」という。)第80条第1項の規定による文化庁長官の許可を要する。
- (4) 都道府県又は市の教育委員会が現状変更等の許可をするに当たっては、法第80条第3項において準用する法第43条第3項の規定により、許可の条件として次の例のような指示をすることができる。なお、当該許可の条件として指示した発掘調査の実施については、改めて現状変更等の許可を要しない。

当該現状変更等の事前に発掘調査を行うこと。

当該現状変更等に際し、関係教育委員会の職員の立会いを求めること。

重要な遺構などが発見された場合は、設計変更等により、その保存を図ること。

当該現状変更等の実施に当たっては、関係教育委員会の指示を受けること。

当該現状変更等の許可申請書又は添付した書類、図面若しくは写真の記載事項又は表示事項のうち、現状変更等の内容及び実施の方法の変更、許可申請者の変更などの実質的な変更については、改めて現状変更等の許可を申請すること。ただし、許可申請者の住所や事務所の所在地の変更など実質的な変更ではないものについては、その旨を報告すること。

当該現状変更等を終了したときは、遅滞なくその旨を報告すること。

## 個別事項

### 1 令第5条第4項第1号イ関係

- (1)「建築面積」とは、建築基準法施行令(昭和

25年政令第338号)第2条第1項第2号に定める建築面積をいう。

- (2) 次の場合は、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

新築については、小規模建築物の設置期間の更新があらかじめ予想される場合

改築又は増築については、改築又は増築部分の設置期間が本体である建築物の新築を完了した日から3ヶ月を超える場合

新築、増築、改築又は除却については、当該新築等に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、当該新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合

- (3) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

- (4) 新築、増築又は改築については、「新築及び除却」、「増築及び除却」又は「改築及び除却」として許可の申請をさせ、除却と併せて許可をするものとする。

### 2 令第5条第4項第1号ロ関係

- (1) 新築、増築、改築又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、新築等に必要最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。

- (2) 新築、増築、改築又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)

### 3 令第5条第4項第1号ハ関係

- (1)「工作物」には、次のものを含む。

- 小規模建築物に附随する門、生け垣又は堀  
既設の道路に設置される電柱、道路標識、信  
号機又はガードレール  
小規模な観測・測定機器  
木道
- (2)「道路」には、道路法(昭和27年法律第180号)第3条各号に掲げる道路(ただし、道路と一体となつてその効用を全うする施設及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを除く。)のほか、農道、林道、漁港関連道を含む。
- (3)「道路の舗装」とは、既設の未舗装の道路の舗装をいう。
- (4)「道路の修繕」とは、既設の舗装又は未舗装の道路の破損、劣化等に対応して行われる部分的な修復その他これに類する工事をいう。
- (5)道路についての「土地の形状の変更」には、道路の幅員の拡幅、路床の削平、側溝の設置及び道路の構造の変更に伴うものを含む。
- (6)工作物の設置、改修又は除却の際に木竹の伐採を伴う場合には、当該木竹の伐採について、別途、法第80条第1項の規定による文化庁長官の許可又は令第5条第4項第1号へによる都道府県又は市の教育委員会の許可を要する(法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合を除く。)
- 4 令第5条第4項第1号二関係
- (1)「史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設」とは、法第72条第1項の標識、説明板、境界標、囲さくその他の施設をいう。
- (2)設置、改修又は除却に伴う土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更が、設置等に必要の最小限度のやむを得ない規模を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- (3)標識、説明板、標柱、注意札、境界標又は囲さくその他の施設であつて、史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(昭和29年文化財保護委員会規則第7号)に定める基準に合致しないものについては、その設置又は改修の許可をすることができない。

- 5 令第5条第4項第1号ホ関係
- (1)「電線」には、配電管内の電線及び電話線等の通信線を含む。
- (2)改修については、改修に伴う土地の掘削が埋設の際に掘削された範囲を超える場合には、本号による許可の事務の範囲に含まれない。
- 6 令第5条第4項第1号ヘ関係
- (1)「木竹の伐採」とは、幹を切ること及び枝を切断して除去することをいう。
- (2)「危険防止のため必要な伐採」とは、倒木や落枝によって人身又は建物に危害が及び危険性の高い場合における危険防止に必要な最小限度のやむを得ない程度の伐採をいう。
- (3)木竹の伐採が、法第80条第1項ただし書の維持の措置である場合には、許可を要しない。

史跡名勝天然記念物標識等設置基準規則(抜粋)  
(昭和29年6月29日文化財保護委員会規則第7号)  
最終改正:平成27年9月11日文科省令第30号

(標識)

- 第1条 文化財保護法(昭和25年法律第214号以下「法」という。)第115条第1項(法第120条及び第172条第5項で準用する場合を含む。以下同じ。)の規定により設置すべき標識は、石造とするものとする。ただし、特別の事情があるときは、金属、コンクリート、木材その他石材以外の材料をもつて設置することを妨げない。
- 2 前項の標識には、次に掲げる事項を彫り、又は記載するものとする。
- 1 史跡、名勝又は天然記念物の別(特別史跡、特別名勝又は特別天然記念物の別を表示することを妨げない。)及び名称
  - 2 文部科学省(仮指定されたものについては、仮指定を行つた都道府県又は地方自治法(昭

和 22 年法律第 67 号) 第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の教育委員会の名称) の文字 (所有者又は管理団体の氏名又は名称を併せて表示することを妨げない。)

- 3 指定又は仮指定の年月日
- 4 建設年月日
- 3 第 1 項の標識の表面の外、裏面又は側面を使用する場合には、前項第 2 号から第 4 号に掲げる事項は裏面又は側面に、裏面及び側面を使用する場合には、前項第 2 号に掲げる事項は裏面に前項第 3 号及び第 4 号に掲げる事項は側面に、それぞれ表示するものとする。

(説明板)

第 2 条 法第 115 条第 1 項の規定により設置すべき説明板には、次に掲げる事項を平易な表現を用いて記載するものとする。

- 1 特別史跡若しくは史跡、特別名勝若しくは名勝又は特別天然記念物若しくは天然記念物の別及び名称
  - 2 指定又は仮指定の年月日
  - 3 指定又は仮指定の理由
  - 4 説明事項
  - 5 保存上注意すべき事項
  - 6 その他参考となるべき事項
- 2 前項の説明板には、指定又は仮指定に係る地域を示す図面を掲げるものとする。但し、地域の定がない場合その他特に地域を示す必要のない場合は、この限りでない。

(標柱及び注意札)

第 3 条 前条第 1 項第 4 号又は第 5 号に掲げる事項が指定又は仮指定に係る地域内の特定の場所又は物件に係る場合で特に必要があるときは、当該場所若しくは物件を標示する標柱又は当該場所若しくは物件の保存上注意すべき事項を記載した注意札を設置するものとする。

(境界標)

第 4 条 法第 115 条第 1 項の規定により設置すべき境界標は、石造又はコンクリート造とする。

2 前項の境界標は、13 センチメートル角の四角

柱とし、地表からの高さは 30 センチメートル以上とするものとする。

- 3 第 1 項の境界標の上面には指定又は仮指定に係る地域の境界を示す方向指示線を、側面には史跡境界、名勝境界又は天然記念物境界の文字 (特別史跡境界、特別名勝境界又は特別天然記念物境界の文字とすることを妨げない。) 及び文部科学省の文字を彫るものとする。
- 4 第 1 項の境界標は、指定又は仮指定に係る地域の境界線の屈折する地点その他境界線上の主要な 地点に設置するものとする。

(標識等の形状等)

第 5 条 第 1 条から前条までに定めるものの外、標識、説明板、標柱、注意札又は境界標の形状、員数、設置場所その他これらの施設の設置に関し必要な事項は、当該史跡、名勝又は天然記念物の管理のため必要な程度において、環境に調和するよう設置者が定めるものとする。

(囲いその他の施設)

第 6 条 法第 115 条第 1 項の規定により設置すべき囲いその他の施設については、前条の規定を準用する。

史跡に建立する石碑の取扱について

(昭和 43 年 1 月文化財保護委員会通知)

最近、史跡に石碑を建立したいという申請が多くありますが、これを安易に許可することは、史跡の性格上、好ましいものではありません。したがって、県教委におかれては、これまで通り原則として許可しないよう指導して頂きたく、もし万一止むを得ないと判断されるものについては、史跡全体の整備計画の進行に応じて、左の条件を付して、申請書を受付けられるようお願い計らい下さい。

## 申請条件

### 1 建立の主旨及び内容

建立の主旨及びその内容が当該史跡に係るもので、史跡の品位に十分合致するものに限る。

### 2 建立団体

当地域社会より十分な支持を受ける団体に限る。

### 3 建立場所

重要遺構を避け、かつ史跡の景観を害しない場所に限定する。

### 4 石碑の高さ

3メートル以下

### 5 石碑の占有面積

10㎡以下

なお、申請にあたっては、建立場所、碑文はもちろぬ、設計図面を添付すること。

## 文化財保護法及び文化財保護法施行令の一部改正について（抜粋）

（平成12年3月10日庁保伝第14号各都道府県教育委員会あて文化庁次長通知）

### 第3 史跡名勝天然記念物関係

1 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等史跡名勝天然記念物の現状変更等に関する事務（法第80条）は、次のとおり、都道府県又は市の教育委員会が決定受託事務として行うこととしたこと（法第99条第1項第2号並びに令第5条第1項第2号、第4項第1号、第5項及び第6項）。

都道府県又は市の教育委員会が史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等の事務を処理するに当たりよるべき基準（新地方自治法第245条の9）については、追って定める予定である。

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等に関する資料の提出については、別途依頼

する予定である。

史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可又は不許可の処分についての不服申立てに対する裁決又は決定は、公開による意見の聴取をした後でなければしてはならない（法第85条の3）（第82参照）。

都道府県又は市の教育委員会が行った史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務によって損失を受けた者に対する損失補償については、当該事務が法定受託事務であることから、国が行うこととなる（法第99条第4項）（第84参照）。

#### (1) 史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可等

(i) 史跡名勝天然記念物に関し、指定地域内において行われる次に掲げる現状変更等に係る許可及びその取消し並びに停止命令は、都道府県（市の区域内における現状変更等については、当該市）の教育委員会が行う（法第99条第1項第2号及び令第5条第4項第1号イからへまで）。

3か月以内の期間を限って設置される小規模建築物（階数が2以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であって、建築面積が120㎡以下のものをいう。において同じ。）の新築、増築、改築又は除却（同号イ）

指定面積が150ヘクタール以上の史跡名勝天然記念物の指定地域内の第1種及び第2種低層住居専用地域における小規模建築物の新築又は建築後50年以内の小規模建築物の増築、改築若しくは除却（同号ロ）

土地の形状を変更しないで行われる、i) 建築物以外の工作物の設置若しくは設置後50年以内の建築物以外の工作物の改修若しくは除却又は ) 道路の舗装若しくは修繕（同号ハ）

管理団体等による史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識その他の施設の設置、改修又は除却（同号ニ）

埋設されている電線、ガス管、水管又は下水道管の改修（同号ホ）

木竹の伐採（名勝又は天然記念物に関しては、危険防止のため必要な伐採に限る。）（同号へ）

## 屋外広告物法（抜粋）

（昭和 24 年 6 月 3 日法律第 189 号）

最終改正：平成 29 年 5 月 12 日法律第 26 号

### 第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために、屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置並びにこれらの維持並びに屋外広告業について、必要な規制の基準を定めることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において「屋外広告物」とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであつて、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するものをいう。

2 この法律において「屋外広告業」とは、屋外広告物（以下「広告物」という。）の表示又は広告物を掲出する物件（以下「掲出物件」という。）の設置を行う営業をいう。

### 第 2 章 広告物等の制限

（広告物の表示等の禁止）

第 3 条 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる地域又は場所について、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

1 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 2 章の規定により定められた第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第

1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、景観地区、風致地区又は伝統的建造物群保存地区

2 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 27 条又は第 78 条第 1 項の規定により指定された建造物の周囲で、当該都道府県が定める範囲内にある地域、同法第 109 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 110 条第 1 項の規定により指定され、又は仮指定された地域及び同法第 143 条第 2 項に規定する条例の規定により市町村が定める地域

3 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項第 11 号に掲げる目的を達成するため保安林として指定された森林のある地域

4 道路、鉄道、軌道、索道又はこれらに接続する地域で、良好な景観又は風致を維持するために必要があるものとして当該都道府県が指定するもの

5 公園、緑地、古墳又は墓地

6 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する地域又は場所

2 都道府県は、条例で定めるところにより、良好な景観又は風致を維持するために必要があると認めるときは、次に掲げる物件に広告物を表示し、又は掲出物件を設置することを禁止することができる。

1 橋りょう

2 街路樹及び路傍樹

3 銅像及び記念碑

4 景観法（平成 16 年法律第 110 号）第 19 条第 1 項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第 28 条第 1 項の規定により指定された景観重要樹木

5 前各号に掲げるもののほか、当該都道府県が特に指定する物件

3 都道府県は、条例で定めるところにより、公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置を禁止することができる。

（広告物の表示等の制限）

第 4 条 都道府県は、条例で定めるところにより、

良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、広告物の表示又は掲出物件の設置（前条の規定に基づく条例によりその表示又は設置が禁止されているものを除く。）について、都道府県知事の許可を受けなければならないとすることその他必要な制限をすることができる。

（広告物の表示の方法等の基準）

第5条 前条に規定するもののほか、都道府県は、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要があると認めるときは、条例で、広告物（第3条の規定に基づく条例によりその表示が禁止されているものを除く。）の形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法の基準若しくは掲出物件（同条の規定に基づく条例によりその設置が禁止されているものを除く。）の形状その他設置の方法の基準又はこれらの維持の方法の基準を定めることができる。

（景観計画との関係）

第6条 景観法第8条第1項の景観計画に広告物の表示及び掲出物件の設置に関する行為の制限に関する事項が定められた場合においては、当該景観計画を策定した景観行政団体（同法第7条第1項の景観行政団体をいう。以下同じ。）の前3条の規定に基づく条例は、当該景観計画に即して定めるものとする。

都市計画法（抜粋）

（昭和43年6月15日法律第100号）

最終改正：平成29年5月12日法律第26号

第34条 前条の規定にかかわらず、市街化調整区域に係る開発行為（主として第二種特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為を除く。）については、当該申請に係る開発行為及

びその申請の手續が同条に定める要件に該当するほか、当該申請に係る開発行為が次の各号のいずれかに該当すると認める場合でなければ、都道府県知事は、開発許可をしてはならない。

- 1 主として当該開発区域の周辺の地域において居住している者の利用に供する政令で定める公益上必要な建築物又はこれらの者の日常生活のため必要な物品の販売、加工若しくは修理その他の業務を営む店舗、事業場その他これらに類する建築物の建築の用に供する目的で行う開発行為
- 2 市街化調整区域内に存する鉱物資源、観光資源その他の資源の有効な利用上必要な建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 3 温度、湿度、空気等について特別の条件を必要とする政令で定める事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、当該特別の条件を必要とするため市街化区域内において建築し、又は建設することが困難なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 4 農業、林業若しくは漁業の用に供する建築物で第29条第1項第2号の政令で定める建築物以外のものの建築又は市街化調整区域内において生産される農産物、林産物若しくは水産物の処理、貯蔵若しくは加工に必要な建築物若しくは第一種特定工作物の建築若しくは建設の用に供する目的で行う開発行為
- 5 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）第9条第1項の規定による公告があつた所有権移転等促進計画の定めるところによつて設定され、又は移転された同法第2条第3項第3号の権利に係る土地において当該所有権移転等促進計画に定める利用目的（同項第2号に規定する農林業等活性化基盤施設である建築物の建築の用に供するためのものに限る。）に従つて行う開発行為
- 6 都道府県が国又は独立行政法人中小企業基

盤整備機構と一体となつて助成する中小企業者の行う他の事業者との連携若しくは事業の共同化又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為

- 7 市街化調整区域内において現に工業の用に供されている工場施設における事業と密接な関連を有する事業の用に供する建築物又は第一種特定工作物で、これらの事業活動の効率化を図るため市街化調整区域内において建築し、又は建設することが必要なものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 8 政令で定める危険物の貯蔵又は処理に供する建築物又は第一種特定工作物で、市街化区域内において建築し、又は建設することが不適当なものとして政令で定めるものの建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 9 前各号に規定する建築物又は第一種特定工作物のほか、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は不適当なものとして政令で定める建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 10 地区計画又は集落地区計画の区域（地区整備計画又は集落地区整備計画が定められている区域に限る。）内において、当該地区計画又は集落地区計画に定められた内容に適合する建築物又は第一種特定工作物の建築又は建設の用に供する目的で行う開発行為
- 11 市街化区域に隣接し、又は近接し、かつ、自然的社会的諸条件から市街化区域と一体的な日常生活圏を構成していると認められる地域であつておおむね五十以上の建築物（市街化区域内に存するものを含む。）が連たんしている地域のうち、政令で定める基準に従い、都道府県（指定都市等又は事務処理市町村の区域内にあつては、当該指定都市等又は事務処理市町村。以下この号及

び次号において同じ。）の条例で指定する土地の区域内において行う開発行為で、予定建築物等の用途が、開発区域及びその周辺の地域における環境の保全上支障があると認められる用途として都道府県の条例で定めるものに該当しないもの

- 12 開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる開発行為として、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で区域、目的又は予定建築物等の用途を限り定められたもの
- 13 区域区分に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して市街化調整区域が拡張された際、自己の居住若しくは業務の用に供する建築物を建築し、又は自己の業務の用に供する第一種特定工作物を建設する目的で土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者で、当該都市計画の決定又は変更の日から起算して6月以内に国土交通省令で定める事項を都道府県知事に届け出たものが、当該目的に従つて、当該土地に関する権利の行使として行う開発行為（政令で定める期間内に行うものに限る。）
- 14 前各号に掲げるもののほか、都道府県知事が開発審査会の議を経て、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認める開発行為





塚崎古墳群保存活用計画書  
平成 30 年 (2018) 3 月

編 集 肝付町塚崎古墳群保存活用委員会  
発 行 肝付町教育委員会  
〒 893-1206  
鹿児島県肝属郡肝付町前田 1020 番地  
TEL 0994-65-2594  
FAX 0994-65-2595

印 刷 (株) 新生社印刷